

2010年度（平成22年度）不祥事防止委員会活動実績

福山市立道上小学校

1 職員の不祥事防止に対する日常意的啓発

- (1) 不祥事の関する事案が発生した時は、その都度新聞記事などをもとに研修をし、注意と自覚を促す。
- (2) 広島県教育委員会の「教職員の懲戒処分等に係る記者発表資料」をもとに研修を行い、注意と自覚を促す。
- (3) 職員朝会時に「不祥事防止に関する標語」を職員で唱和し、注意と自覚を促す。

2 年間研修計画

INDEX	研修項目	担当	研修実施日 及び計画	研修資料
1	情報公開	情報・学力	4/5, 8/5, 12/28, 2/17	福山市学校管理・運営
2	個人情報	情報・学力	4/5, 5, 27, 6, 3, 7, 20, 8/5, 9/6, 10/8, 11/2, 1/7, 3/10	教職員による不祥事の根絶
3	著作権	情報・学力	4/5, 8/5, 11/2, 2/2/25	福山市学校管理・運営
4	コンピュータ関係	情報・学力	4/1, 8/5, 11/2, 1/7	福山市学校管理・運営
5	メンタルヘルス	健康安全	8/5, 10/8, 1/7	福山市学校管理・運営
6	VDT作業健康管理	健康安全	8/5	福山市学校管理・運営
7	服務規律の確保	教頭	4/1, 4/5, 5/14, 6/3, 6/24, 7/20, 8/5, 9/6, 10/8, 11/2, 12/28, 1/7, 2/24, 3/10, 3/16	教職員による不祥事の根絶 新聞記事 市教委文書
8	セクシャルハラスメント	健康安全	4/5, 8/2, 10/8, 12/28, 1/7, 2/24, 3/10	福山市学校管理・運営
9	児童生徒の安全確保	生徒指導	5/13, 5/27, 12/7, 2/3	福山市学校管理・運営
10	不審者等対応	生徒指導	5/13, 5/27, 7/20, 8/5, 12/7, 2/3	福山市学校管理・運営
11	児童虐待対応	生徒指導	5/13, 5/27, 6/3	福山市学校管理・運営
12	食中毒等対応	健康安全	6/10, 6/17, 9/6	福山市学校管理・運営
13	学校諸費会計	教頭	4/5, 5/27, 3/10	福山市学校管理・運営, 本校内規
14	ごみ減量化	健康安全	4/5, 学期1回, 3/24	福山市学校管理・運営
15	報道対応	生徒指導	4/5, 8/2, 2/17	福山市学校管理・運営
16	体罰	生徒指導	4/5, 5/17, 6/3, 8/2, 9/6, 10/8, 11/2, 12/28, 2/24, 3/10	教職員による不祥事の根絶 体罰相談窓口について 新聞記事
17	台風等に伴う警報発令時対応	教務	6/3, 8/2	福山市学校管理・運営
18	光化学オキシダント発生時の対応	健康安全	6/10, 6/17	福山市学校管理・運営
19	次世代育成支援対策	事務	8/25	福山市学校管理・運営
20	接遇	教務	4/5, 6/3, 9/8, 1/7	福山市学校管理・運営 福山市ばらのハンドブック
21	感染症対策	健康安全	4/5, 6/3, 10/8, 12/28, 1/7	福山市学校管理・運営
22	教職員の選挙運動等の制限について	教頭	6/22, 6/24, 3/17	服務規程INDEX41 「教職員の選挙運動」

不祥事防止委員会運営規定

福山市立道上小学校

(目的)

第1条 この規定は、職員の不祥事を許さず、教育公務員としての使命と自覚を高め、児童の教育に全力を尽くす組織風土と文化を確立し、学校総体として不祥事を防止することを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 不祥事防止委員会の構成員は、校長が指名した次の者をもって構成する。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任

(委員会の開催)

第3条 不祥事防止委員会は、毎月1回定期的に開催する。

(協議内容)

第4条 不祥事防止委員会は、次の事項について協議し、校長が決裁する。

- ・不祥事防止に関する年間研修計画の作成
- ・職員の不祥事防止に関する日常定期的な啓発
- ・職員相互の意見交流
- ・その他目的を達成するための取り組み

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか、委員会運営などに必要な事項は、校長が定める。

附則

この規定は、2010年（平成22年）4月1日より実施する。